

2022年10月28日(金曜日)

〔ファクスだより〕

船員保険「疾病任意継続」の加入について

【加入条件】

退職して船員保険の資格を喪失した後、次の1、2の要件を満たしている場合に、「疾病任意継続被保険者」になることができます。

1. 退職日(資格喪失日の前日)までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があること。
2. 退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内に「資格取得申出書」が船員保険部に到着すること。

【お手続きの方法】

疾病任意継続へのご加入を希望される方は「船員保険疾病任意継続被保険者資格取得申出書」を、退職日の翌日から20日以内(20日目が土日、祝日の場合は翌営業日)に、船員保険部へ郵送等によりご提出ください。

【その他注意事項等】

1. 加入期間は最長で2年間です。
2. 保険料は、全額個人負担となり、退職前の保険料月額の約2倍が目安となります(保険料月額には上限があります)。
3. 被扶養者がいる場合は別途、添付書類が必要な場合があります。
4. 退職日の確認できる書類(※)を添付いただくことで、日本年金機構からの資格喪失情報を待たずに、すみやかな保険証の発行が可能となります。
※船舶所有者さまが証明した退職証明書のコピー、雇用保険被保険者離職票のコピー、船員保険被保険者資格喪失届のコピーなど
5. 納付書に記載された納付期限までに保険料を納付できなかった場合、資格が喪失しますのでご注意ください。

※この記事は、全国健康保険協会の資料を基に作成